平成２６年４月９日

岩　崎　　信　様

宮崎地方裁判所事務局総務課長　坂　口　宜　隆

司法行政文書不開示通知書

平成２５年３月８日付け（平成２６年３月１０日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり，開示しないこととしましたので通知します。

記

１　開示しないこととした司法行政文書の名称

「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いの実施細目について（依命通達）」記６の(2)のウ（ア）の持参した複写機を使用させる方法に係る以下の文書

(1)　持参した複写機等の使用のために，電源コンセントの使用が禁止されていることがわかる規則文書

(2)　電源コンセントの使用が禁止されていないことがわかる規則文書

２　開示しないこととした理由

そのような文書は，いずれも作成又は取得していない。

（担当）　総務課（大跡）　電話０９８５（２３）２２６１（内線　３１２）